



# 「違反対象物に係る公表制度」

## を開始します。



施行日：平成32年4月1日

### 違反対象物の公表制度とは？

建物を安心して利用できるようにするため、消防法令に関する重大な違反のある建物の情報を早期にホームページなどに公表する制度です。

### 対象となる建物は？

飲食店、店舗、ホテル、旅館、病院、社会福祉施設等の不特定多数の方が利用する建物です。

### どんな違反が公表されるの？

建物に義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備)のいずれかが設置されていない建物です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備

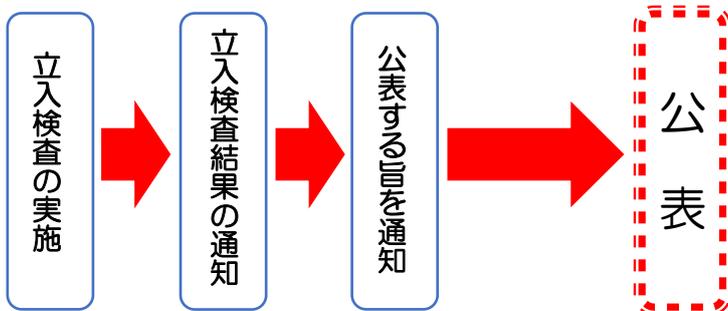


自動火災報知設備

### 公表される内容は？

建物の名称、所在地、違反内容を公表します。

### 公表までの流れは？



立入検査結果の通知から14日間を経過しても、なお公表の対象となる違反が認められる場合

#### 【問い合わせ先】

江田島市消防本部 予防課

☎0823-40-0353